

平成19年11月7日  
(南丹市日吉町生涯学習センター)

## 「図書館・読書施設等職員研修」資料

日本図書館協会著作権委員会  
(千葉大学附属図書館)

森 一 郎

### 1. 著作権法の再確認

昭和45年制定 昭和46年1月1日施行

#### 1. 1. 著作権法の目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(1条)

#### 1. 2. 著作物とは？

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。(2条1項1号)

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。(10条1項)

- 1 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 2 音楽の著作物
- 3 舞踊又は無言劇の著作物
- 4 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 5 建築の著作物
- 6 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 7 映画の著作物
- 8 写真の著作物
- 9 プログラムの著作物

#### 1. 2. 1. 保護を受ける著作物

著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。(6条)

- 1 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物
- 2 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む。)

3 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

#### 1. 2. 2. 権利の目的とならない（保護を受けない）著作物

次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。（13条）

1 憲法その他の法令

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法＜平成11年法律第103号＞第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

3 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

4 前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

#### 1. 3. 著作権とは、どんな権利か？

著作権とは、著作者人格権と財産権としての著作権との総称で、条文には以下の権利が定められている。以下のうち、公表権、氏名表示権、同一性保持権が著作者人格権。その他の権利が財産権としての著作権。この外に、実演家人格権、著作者隣接権が定められている。

○公表権（18条）

無断で公表されない権利

○氏名表示権（19条）

名前の表示を求める権利

○同一性保持権（20条）

無断で改変されない権利

◇複製権（21条）

無断で複製されない権利

◇上演権、演奏権（22条）

無断で上演、演奏されない権利

◇上映権（22条の2）

無断で公衆に上映されない権利

◇公衆送信権（23条）

無断で公衆に送信されない権利

◇口述権（24条）

無断で公衆に口述されない権利

◇展示権（25条）

無断で公衆に展示されない権利

◇頒布権（26条）

無断で公衆に頒布されない権利

◇譲渡権（26条の2）

無断で公衆に譲渡されない権利

◇貸与権（26条の3）

無断で公衆に貸与されない権利

◇翻訳権、翻案権（27条）

無断で二次的著作物を「創作」されない権利

### 1. 3. 1. 著作者人格権の一身専属性

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。（59条）

著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。（60条）

### 1. 3. 2. 著作権（財産権）の譲渡

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。（61条1項）

### 1. 3. 3. 著作物の利用の許諾

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。（63条1項）

## 1. 4. 著作権の保護期間

著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する。（51条2項）

### 1. 4. 1. 団体名義の著作物

法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年（その著作物はその創作後50年以内に公表されなかつたときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。（53条1項）

### 1. 4. 2. 映画の著作物

映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（その著作物はその創作後70年以内に公表されなかつたときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。（54条1項）

### 1. 4. 3. 保護期間の計算方法

第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項又は第54条第1項の場合において、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。(57条)

### 1. 4. 4. 譲渡権の消尽

前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。(26条の2、2項)

- 1 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 2 第67条第1項若しくは第69条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和31年法律第86号)第5条第1項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 3 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 4 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

## 2. 図書館業務から見た著作権

- 受入
- 目録
- 閲覧

映画、マイクロ資料などの視聴→上演権、上映権(制限規定あり)

音楽の聴取→演奏権(制限規定あり)

録音資料の聴取→口述権(制限規定あり)

未発表原稿の閲覧→公表権

文献複写→複製権(制限規定あり)

- 貸出

映画の著作物以外→貸与権(制限規定あり)

映画の著作物→頒布権

- 参考調査

説明資料としてのコピー→複製権

説明のための読み上げ→口述権(制限規定あり)

- 相互利用

文献複写→複製権(制限規定あり)

複写物の電送→公衆送信権

現物貸借→貸与権（制限規定あり）

○電子図書館

資料の電子化→複製権

サーバへの登録→公衆送信権

### 3. 著作権の制限（その1）

#### 3. 1. 図書館における複製

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。（31条）

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

#### 3. 1. 1. 「図書館等」とは？

法第31条（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。（令1条の3）

- 1 図書館法第2条第1項の図書館
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
- 3 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- 4 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
- 5 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人その他の営利を目的としない法人（次条から第3条までにおいて「公益法人」という。）が設置する施設で前2号に掲げる施設と同

種のものうち、文化庁長官が指定するもの

### 3. 1. 1. 1. 「図書館法第2条第1項の図書館」とは？

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。（図書館法2条1項）

### 3. 1. 1. 2. 「司書又はこれに相当する職員」とは？

令第1条の3第1項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。（規則1条の2）

- 1 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第2項の司書となる資格を有する者
- 2 図書館法第4条第3項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後4年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 3 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 4 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 5 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、4年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

### 3. 1. 2. 「図書館その他の施設で政令で定めるものにおいては」とは？

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条に定める有資格者（司書又はこれに相当する職員）が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり、複製をコピー業者に委託したりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。

ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者又はコピー業者に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。

（「第4小委員会（複写複製関係）報告書」（昭和51年）から）

### 3. 1. 3. 「公表された著作物」とは？

著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。（4条1項）

#### 3. 1. 3. 1. 「公衆」とは？

この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。（2条5項）

#### 3. 1. 3. 2. 「発行され」とは？

著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾（第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。第4条の2及び第63条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者によって作成され、頒布された場合（第26条、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。（3条1項）

#### 3. 1. 4. 「一部分」、「発行後相当期間」とは？

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあつては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めているが、通常の販売経路において当該定期刊行物入手することができない状態をもって「相当期間を経過」したものと理解すべきであろう。（「第4小委員会（複写複製関係）報告書」（昭和51年）から）

### 3. 2. 貸出

公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。（38条4項）

#### 3. 2. 1. 書籍等の貸与についての経過措置

新法第26条の2の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。（附則4条の

2)

※ 平成16年法律第92号「著作権法の一部を改正する法律」により削除（平成17年1月1日施行）

### 3. 2. 1. 1. 「料金を受けない場合」とは？

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項にいう「私立図書館」もしくは第29条の「図書館と同種の施設」は、同法第28条により「入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる」ものと定められているが、本条の「対価」を徴収する場合は著作権法第38条第4項の「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」の要件（以下「著作権法第38条第4項の要件」という。）に該当しないものとみなされ、附則廃止後はその設立・運営趣旨の如何に関わらず、権利者ないし権利者より権利行使を委託された事業者（以下「権利者等」という。）による書籍又は雑誌を貸与により公衆に提供する行為（以下「貸与」という。）への規制が及ぶこととなるのか。（平成16年5月13日提出、川内博史、近藤昭一「今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書」から）

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する私立図書館又は図書館法第29条第1項に規定する図書館と同種の施設が、これらの施設の利用者から、図書館法第28条に規定する入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収している場合において、当該対価が、書籍又は雑誌の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合には、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第38条第4項に規定する「料金」に該当しないものと解される。（平成16年5月25日、内閣衆質159第96号）

### 3. 2. 2. 「映画の著作物」の貸出について

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。（38条5項）

#### 3. 2. 2. 1. 「視聴覚教育施設その他の施設」とは？

法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。（令2条の3）



- 1 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- 2 図書館法第2条第1項の図書館
- 3 前2号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公益法人が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

### 3. 3. ビデオの閲覧、資料の読み上げなど

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。（38条1項）

#### 3. 3. 1. 「いずれの名義をもってするかを問わず」とは？

第1項と第4項における「料金」の定義は異ならないと解される場合、私立の学校法人が本件判決における「受講勧誘文言を記載した入会案内書」は入学願書他の「付属図書館の蔵書数の充実ぶり」を記載する文言が認められる文書に相当し、或いは「社交ダンスの教授に際して音楽著作物を演奏することは必要不可欠であり、音楽著作物の演奏を伴わないダンス指導しか行わない社交ダンス教授所が受講生を獲得することはおよそ困難であって、そのような社交ダンス教授所が施設を維持運営できないことは明らかであるから、結局、本件各施設における音楽著作物の利用が営利を目的としないものであるとか、上記受講料がその対価としての料金には当たらないとの被告らの主張は採用できない。」の「社交ダンスの教授」を「学校教育の授業」に、「社交ダンス教授所」を「学校施設」に、「受講生」を「学生」に、「音楽著作物の利用」を「書籍又は雑誌の利用」に置き換えると、第1項と第4項の「料金」について異なる解釈を行うことを許容する法文上の根拠が存在しない現状では平成17年1月1日施行の著作権法の一部を改正する法律（平成16年6月9日法律第92号。以下「一部改正法」という。）により附則第4条の2が廃止されて以降、私立の学校法人が学生に付属図書館の図書を貸し出す行為は「教育行為として必要不可欠であっても、法第26条の3に規定される貸与権を侵害する」と解されるのではないか。（平成16年11月12日提出、川内博史「著作権法第38条第1項及び第4項の解釈等に関する質問主意書」から）

お尋ねは、私立の学校法人が、その設置する学校に在籍する学生に、当該学校の附属図書館の図書を貸し出す行為が、貸与権を侵害するものと解されるのではないかという趣旨と考えるが、法第38条第4項に規定する「営利」とは、先の答弁書（平成16年5月25日内閣衆質159第96号）2について述べたとおり、業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められ

る場合をいうものと解されるところ、私立の学校法人が設置する学校の附属図書館において、通常教育活動として、当該学校に在籍する学生に書籍等の貸与を行う行為は、同項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

また、先の答弁書2について述べたとおり、私立の学校法人が、その設置する学校に在籍する学生等から徴収する授業料は、当該学校の管理運営等の支出全般に充てられるものとして徴収されることが通例であり、その一部が当該学校の附属図書館の運営費に充てられるとしても、そのことをもって直ちに当該授業料が書籍等の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、同項に規定する「料金」に該当しないものと解される。

したがって、御指摘は当たらないものとする。（平成16年11月26日、内閣衆質161第38号）

※ 平成16年3月4日 名古屋高等裁判所（平成15（ネ）233）

※ 平成15年2月7日 名古屋地方裁判所（平成14（ワ）2148）

### 3. 4. 録音資料の作成

点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この項において同じ。）の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。（37条3項）

#### 3. 4. 1. 「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設」とは？

法第37条第3項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。（令2条）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の知的障害児施設（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第43条の2の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項の身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 3 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条の学校図書館で学校教育法第1条の盲学校に設置されたもの
- 4 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）
- 5 学校教育法第1条の大学（専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置く

ものに限る。)に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で、録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

### 3. 5. 複製権の制限により作成された複製物の譲渡

第31条第1号、第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項若しくは第2項、第39条第1項、第40条第1項若しくは第2項、第41条、第42条、第42条の2、第46条又は第47条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1号、第35条第1項、第36条第1項又は第42条の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1号、第33条の2第1項、第35条第1項、第41条、第42条又は第42条の2の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1号、第35条第1項又は第42条の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第31条第1号、第33条の2第1項、第35条第1項、第41条、第42条又は第42条の2に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。(47条の4)

### 3. 6. 複製物の翻訳しての提供

次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。(43条)

- 1 第30条第1項、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第34条第1項又は第35条 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 2 第31条第1号、第32条、第36条、第37条、第39条第1項、第40条第2項、第41条又は第42条 翻訳
- 3 第37条の2 翻案(要約に限る。)

### 3. 7. 目的外使用の禁止

次に掲げる者は、第21条の複製を行ったものとみなす。(49条1項)

- 1 第30条第1項、第31条第1号、第33条の2第1項、第35条第1項、第37条第3項、第41条から第42条の2まで又は第44条第1項若しくは第2項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者
- 2 第44条第3項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

- 3 第47条の2第1項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第2号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者
- 4 第47条の2第2項の規定に違反して同項の複製物（次項第2号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者

#### 4. 著作権等管理事業者（等）からの許諾

##### 4. 1. 著作権等管理事業法

平成12年制定 平成13年1月1日施行

※ 「著作権に関する仲介業務に関する法律」廃止

この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とする。（管理事業法1条）

##### 4. 1. 1. 著作権等管理事業者

- 日本複写権センター（J R R C）
- 学術著作権協会（J A A C C）
- 日本出版著作権協会（J P C A）
  - ・日本著作出版権管理システム（J C L S）
- 出版物貸与権管理センター（R A C）

##### 4. 1. 2. 情報の提供

著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。（管理事業法17条）

#### 5. 著作権の制限（その2）

##### 5. 1. 私的使用のための複製

著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。（30条1項）

- 1 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

2 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合

#### 5. 1. 1. 自動複製機器についての経過措置

新法第30条第1項第1号及び第119条第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。（附則5条の2）

#### 5. 2. 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（35条1項）

#### 5. 3. 裁判手続等における複製

著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（42条1項）

### 6. 権利者団体との協議

#### 6. 1. 経緯

平成12(2000)年10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会に「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」設置
平成13(2001)年1月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会、文化審議会著作権分科会情報小委員会に改編
平成13(2001)年10月	同ワーキング・グループ報告書
平成13(2001)年12月	文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」

※ (1) 権利制限の拡大に関する論点

① 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信

により複製物を提供できるようにすること

- ②「入手困難な図書館資料」に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- ③「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- ④図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに「録音図書を作成できるようにすること
- ⑤その他
  - ア) 図書館等に設置された「インターネット端末」から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに「プリントアウト」できるようにすること
  - イ) 図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずに「データベース化」できるようにすること

※ (2) 権利制限の縮小に関する論点

- ①商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- ②図書館資料の貸出について補償金を課すこと
- ③図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- ④その他
  - ア) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
  - イ) 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

平成14(2002)年 2月 「図書館等における著作物等の利用に関する検討」開始

平成15(2003)年 1月 「文化審議会著作権分科会審議経過報告」

○法改正を行う方向とすべき事項

- 1)再生手段の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- 2)図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること
- 3)図書館資料の貸出について補償金を課すこと

○「意思表示」システム等により対応すべき事項

- 4)入手困難な図書館資料に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- 5)図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること
- 6)図書館等に設置されたインターネット端末から利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにす

ること

○引き続き関係者間の協議が行われる事項

- 7) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
- 8) 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること
- 9) 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- 10) 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- 11) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること（法改正の必要性については、5)における簡便な許諾契約システム」「事前の意思表示システム」等の効果を評価した上で検討）

平成14(2002)年11月 「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」開始  
平成16(2004)年 3月 『公立図書館貸出実態調査2003報告書』

平成16(2004)年 4月 「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」「障害者用音訳資料利用ガイドライン」

平成16(2004)年 5月 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」開始

※ 権利者側団体（50音順）

学術著作権協会、日本映像ソフト協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会（オブザーバ）、日本著作出版権管理システム、日本複写権センター、日本文藝家協会

※ 同図書館側団体（50音順）

国立国会図書館（オブザーバ）、国公私立大学図書館協力委員会、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本図書館協会

平成18(2006)年 1月 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」

平成18(2006)年 1月 「複製物の写り込みに関するガイドライン」

## 7. その他、資料等

- ・「第4小委員会（複写複製関係）報告書」（昭和51年）

[http://www.cric.or.jp/houkoku/s51\\_9/s51\\_9.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9.html)

- ・平成16年5月13日提出、川内博史、近藤昭一「今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書」

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a159096.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a159096.htm)

- ・平成16年5月25日、内閣衆質159第96号

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b159096.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b159096.htm)

- ・平成16年11月12日提出、川内博史「著作権法第38条第1項及び第4項の解

積等に関する質問主意書」

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a161038.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a161038.htm)

- ・平成16年11月26日、内閣衆質161第38号

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b161038.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b161038.htm)

- ・日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」

[http://www.jla.or.jp/mokuroku/kojinjoho\\_ncr.pdf](http://www.jla.or.jp/mokuroku/kojinjoho_ncr.pdf)

- ・各種判例については、おおむね以下で検索、参照できる。

<http://www.courts.go.jp/>

- ・文化審議会著作権分科会「法制問題小委員会中間まとめ」及び「私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集の実施について

[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_koubo\\_saiyou/2007/chosaku\\_iken\\_boshu.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_koubo_saiyou/2007/chosaku_iken_boshu.html)

- ・「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」（平成13年12月）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm)

- ・「文化審議会著作権分科会審議経過報告」（平成15年1月）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/030102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102.htm)

- ・「公立図書館貸出実態調査2003報告書」

<http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf>

- ・「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」「障害者用音訳資料利用ガイドライン」

<http://www.jla.or.jp/onyaku/index.html>

- ・「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」

<http://www.jla.or.jp/fukusya/taisyaku.pdf>

- ・「複製物の写り込みに関するガイドライン」

<http://www.jla.or.jp/fukusya/uturikomi.pdf>